

貸ロッカー使用約款

貸ロッカーは、使用者が携帯品を一時保管するために、お貸しするものです。ご使用の場合はこの約款の定めによるものといたします。なお、貸ロッカーの状態を確認のうえご使用ください。

1、取扱期間

当日の開館時刻（6：00）から閉館時刻（20：00）に限ります。

2、貸ロッカーに収容できないもの

- ①現金および有価証券
- ②貴重品（重要な物品、書類、給料等を含む）
- ③動物
- ④揮発性もしくは毒性のあるもの又は爆発物などの危険物
- ⑤銃砲刀剣類など犯罪に使用される恐れのあるもの又は法令等により所持・携帯が禁止されているもの
- ⑥盗品その他犯罪によって得られたもの
- ⑦死体
- ⑧臭気を発するもの、不潔なもの、腐敗変質もしくは破損しやすいもの又は貸ロッカーが汚損、き損する恐れのあるもの
- ⑨その他保管に適さないと認められるもの。

3、使用時の立会い

当社が必要と認めた場合は、収容品の出し入れに係員が立会うことがあります。

4、使用料金

貸ロッカーの使用料金は、取扱期間1回につき300円です。

5、使用期限

貸ロッカーの使用期間は、第1項の取扱い期間限りです。

6、使用期間が経過した場合の措置

貸ロッカーを使用期間経過後も、継続して使用されている場合には、当社において貸しロッカーを開き、収容品はその内容を確認のうえ、当社所定の場所に移し、貸しロッカーの使用日を含め1ヶ月間保管します。

なお、収容品が第2項の収容できないものに該当する場合またはその疑いがある場合には、当社においてその実情に応じて、破棄、保管その他適宜な措置を取る事があります。

この保管期間中に収容品をお引取りになる場合には、当社の下記連絡先にお申し出ください。

そこで、当社所定の書類を提出し、本人であることが証明できるものを確認させていただいたうえ、収容品をお引取りいただきます。なお、この場合、保管期間に応じて、第4項と同様に計算した保管料をいただきます。

7、収容品のお引取りがない場合の措置

貸ロッカーの使用開始日を含め、1ヶ月経過後も収容品のお引取りが無い場合は、使用者が収容品に対する権利を放棄したものとみなし、収容品を当社において処分いたします。

8、鍵の保管および紛失

(1) 貸ロッカーの鍵は、施錠後、使用者が責任をもって大切に保管してください。

(2) 鍵を紛失された場合には、直ちに当社の下記連絡先へ届け出てください。なお、収容品をお引取りになる場合には、当社所定の書類を提出し、本人である事が証明できるものをご確認させていただいたうえ、収容品をお引取りいただきます。この場合、施錠装置の交換代として、3,000円(実費)をいただきます。

9、当社において貸ロッカーを開く場合

(1) 収容品が第2項の収容できないものに該当する場合またはその疑いがある場合には、貸ロッカーの使用期間中に当社において当該貸ロッカーを開き、その実情に応じて収容品の開被、破棄、保管、その他適宜な措置をとることがあります。

(2) 爆発物、毒物などの危険物または犯罪に使用される可能性があるものが収容されている疑いがある場合など当施設利用者の身体、財産に被害がおよぶおそれがある場合には、対象となる貸ロッカーを当社において開き、前号と同様な措置をとることがあります。

10、使用者の賠償責任

貸ロッカーを破損した場合または他の貸ロッカー内の収容品に損害を与えた場合等、使用者が当社または第三者に与えた損害は、使用者に賠償していただきます。

11、当社の賠償責任

(1) 次の各号の場合、貸ロッカーの収容品に滅失またはき損等の損害を生じた時にも当社はその賠償の責任を負わないものとします。

- ① 第2項の収容できないものが収容されていた場合
- ② 鍵の紛失または盗難等により使用者が損害を受けた場合
- ③ 使用者の誤施錠など貸ロッカーの誤使用による場合
- ④ 司法権などの発令により関係官公署から収容品を押収または証拠品として提出を求められた場合。
- ⑤ 天災、事変、その他不可抗力による場合
- ⑥ その他当社の責めに帰さない場合

(2) 収容品の滅失またはき損等の損害について当社に責任がある場合、当社がお支払する損害賠償金は3万円を限度とします。

(3) (1) および(2)の規定は、第6項、第9項により保管中の収容品にも適用します。

12、お問合せ連絡先：フェリー興業株式会社

金谷フェリーサービスセンター

受付時間 8:30 ~ 18:00

TEL : 0439-69-2311

上記以外の時間帯はお受けできませんので翌日以降にお願いいたします。